

論 説

債権譲渡と国税債権の保全を巡る最近の動向

仙台国税局総務部長

脇 本 利 紀

◆SUMMARY◆

従来の債権譲渡は債権の回収、保全のため行われてきたが、近時は集合債権の譲渡に見られるように金融調達的手段（担保）として活用されるなど債権流動化の動きが進展している。また、実務の要請に応じて民法の特例法である「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」が制定されるなど、対抗要件も複雑化している。債権譲渡に係る事例は第三者の保護など取引の安全の要請と債権の円滑な流通の要請という二つの要請を調整していく必要があり、裁判例を見ても当事者の利益と比較衡量しながら有効な債権譲渡の範囲を慎重に判断していることが伺われる。このような中、国税徴収法に基づき国税債権の保全のため「債権の差押え」を行ったところ、債権譲渡されていた旨の主張を行われるなど、債権の請求権の帰属や取立権の確認などが争われる事例も散見され、裁判例も蓄積されつつある。

本稿は最近の債権譲渡に係る裁判例などを鳥瞰し、債権譲渡と債権の差押えとが交錯する事例等について考察を行うものである。

(税大ジャーナル編集部)

目 次	
はじめに	72
1. 債権の差押えと債権譲渡の優劣	73
2. 将来債権の差押え	73
(1) 将来債権の効力	73
(2) 将来債権と差押えの優劣	75
3. 譲渡禁止特約と第三者	78
(1) 転付命令と善意の第三者	79
(2) 譲渡禁止特約と善意の第三者	79
(3) 譲渡禁止特約と債務者の承諾	81
(4) 譲渡禁止特約に反して債権を譲渡した債権者の地位	82
(5) 債権譲渡通知の外観	82
おわりに	82

はじめに

債権譲渡とは、「債権を、その内容を変じないで移転する契約」である^①。

民法の条文構成を見ると、第 466 条で「債権は、譲り渡すことができる。」とし、債権は原則として譲渡できる旨の規定を置き、その例外として「ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。」として性質による制限を規定している。更に同条第 2 項は「前項の規定は、当事者が反対の意思表示をした場合には、適用しない。」とし、特約により制限を受けることを明らかにするとともに、同項但書で「ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。」とし、特約による制限が善意の第三者に対抗できない旨規定している。

債権譲渡は、譲渡人と譲受人との契約により成立するが、債務者、第三債務者との関係については、「指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。」(同法 467 条第 1 項)と規定し、特に債務者以外の第三者(例えば債権の二重譲受人、差押債権者など)との関係について

は、「前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければならない。債務者以外の第三者に対抗することができない。」(同条第 2 項)とされている。また、債務者が異議をとどめないで承諾した場合は、「譲渡人に対抗することができた事由であっても、これをもって譲受人に対抗することはできない」(同法第 468 条第 1 項)が、譲受人が悪意の場合^②や無効により債権が不成立の場合^③などはこの限りではないとされている。

債権譲渡の通知は、民法の意思表示に関する規定が適用され、債権譲渡通知書が債務者に到達した時にその効力が生じることとなる(同法第 97 条第 1 項)。したがって、債権が二重に譲渡された場合、譲受人相互の間の優劣は、確定日付のある通知が債務者に到達した日時または確定日付のある債務者の承諾の日時の先後によって決せられることとなる^④。

さて国税徴収法は第 47 条で「滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき」などに該当するときは、「徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。」と規定し、同

法第 62 条で「債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う」としている。そして、ここでいう債権とは、「金銭又は換価に適する財産の給付を目的とする債権」^⑤とされている。

バブル経済の崩壊以降、不良債権の回収や債権の保全（譲渡担保）などの場面において債権譲渡の手法が駆使されてきたこともあり^⑥、国税徴収法に基づき国税債権の保全のため「債権の差押え」を行ったところ、債権譲渡されていた旨の主張を行われるなど、債権の請求権の帰属や取立権の確認などが争われる事例も散見され、裁判例も蓄積されつつある。本稿は最近の裁判例などを鳥瞰し、債権譲渡と債権の差押えとが交錯する事例について考察を行うものである。

1. 債権の差押えと債権譲渡の優劣

債権の差押えは、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に効力を生じる（国税徴収法第 62 条第 3 項）。債権譲渡通知書も債務者に送達された時に効力が生じることから、債権の譲受人と同一債権に対し滞納処分により差し押えた者との優劣は、確定日付のある譲渡通知書が第三債務者に到達した日時、または確定日付のある第三債務者の承諾の日時と債権差押通知書が第三債務者に到達した日時の先後で判断することとされている^⑦。

次に第三債務者に対する滞納処分の債権差押通知書と債権譲渡通知書が同時に送達された場合、あるいは第三債務者への到達時の先後関係が不明な場合については、既に最高裁の判断が示されている。租税債権を徴収するため債務者（滞納者）が第三債務者に対して有する債権を差し押さえ、第三債務者に対して債権差押えの通知をし、一方、債務者（譲渡人）から同債権を譲り受けた者（債権譲受人）が第三債務者に対して確定日付のある債権譲渡の通知をしたが、債権差押通知と債権譲渡通知の第三債務者への各到達時の先後関

係が不明であるため、第三債務者が供託した供託金につき、還付請求権を有することの確認を求めた事例について最高裁は、債権差押通知と債権譲渡通知の第三債務者への到達の先後関係が不明である場合、差押債権者と債権譲受人とは、互いに自己が優先的地位にある債権者であると主張することができず、「差押債権者と債権譲受人は、公平の原則に照らし、被差押債権額と譲受債権額に応じて供託金額を案分した額の供託金還付請求権をそれぞれ分割取得するものと解するのが相当」と判示している^⑧。

ところで近時の債権流動化の要請に応えるべく制定された「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」は、法人が指名債権の譲渡について「債権譲渡登記ファイル」に譲渡の登記がされたときは、「当該債権の債務者以外の第三者については」民法第 467 条の規定による確定日付ある証書による通知があったものとみなすとされている（同法第 4 条）。債権譲渡登記の効果は、債務者以外の第三者との関係で民法上の確定日付ある証書による通知があったとみなされるものであり、「債権譲渡登記がされた債権譲渡と滞納処分による差押えが競合した場合における優先関係は、債権譲渡登記がされた時と債権差押通知書が第三債務者に送達された時の先後により判定する。」こととなる^⑨。

なお、債権譲渡登記の債権個別事項において、原債権者欄に債務者を、債務者欄に原債権者を誤記した場合、「譲渡に係る債権の「債務者」及び「債権の発生の際における債権者」は、譲渡に係る債権の特定に必須の事項」であると、当該登記に基づく第三者への対抗要件は具備しないとの判例がある^⑩。

2. 将来債権の差押え

(1) 将来債権の効力

先に述べたように「債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により

行う」と規定され、ここでいう債権（「金銭又は換価に適する財産の給付を目的とする債権）」にはいわゆる将来債権もこれに含まれるとされている。

債権譲渡の時点では債権の発生時期や発生金額などが明確でない債権である将来債権についても、例えば医師の診療報酬債権や継続取引に基づく売掛債権のように債権の発生の可能性が高い債権を譲渡するケースや既に発生している債権と将来債権を一括して譲渡する「集合債権」の譲渡も一般的に行われている。

医師の診療報酬債権が譲渡された事例について最高裁は、診療報酬債権は「医師が通常の診療業務を継続している限り、一定額以上の安定したものであることが確実に期待されるものである」とした上で、「将来生じるものであっても、それほど遠い将来のものでなければ、特段の事情のない限り、現在すでに債権発生の原因が確定し、その発生を確実に予測しうるものであるから、始期と終期を特定してその権利の範囲を確定することによって、これを有効に譲渡することができるというべきである。」と判示し、将来債権の譲渡を有効なものとした（以下、「最判昭 53.12.15」という。）⁽¹¹⁾。

また、社会保険診療報酬支払基金から支払を受けるべき診療報酬債権を国税局長が差し押さえたところ、債権譲渡が開始された日から1年を超えた後に弁済が到来する各診療報酬債権に対する部分は無効かが争われた事例について最高裁は、将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約の有効性の判断基準として、①「期間の始期と終期を明確にするなどして譲渡の目的とされる債権が特定され」ていること、②「契約内容が譲渡人の営業活動等に対して社会通念に照らし相当とされる範囲を著しく逸脱する制限を加え、又は他の債権者に不当な不利益を与えるものであると見られるなどの特段の事情の認められる場合

には、右契約は公序良俗に反するなどとして、その効力の全部又は一部が否定されることがある」と示した上で、「右のような債権譲渡契約を締結したとの一事をもって」「経済的な信用状態が当時既に悪化していたと見る事ができないのはもとより、将来において右状態の悪化を招来することを免れないと見ることもできない」と判示し、1年を超えた後に弁済が到来する債権譲渡契約を有効としている（以下、「最判平 11. 1. 29」という。）⁽¹²⁾。

最高裁の動向を見ると、将来債権の譲渡が有効か否かについては、「将来」＝「不確定」との前提に、①発生する可能性が高い、②特定できる、③契約内容が社会的に妥当である、という面から議論されている。

まず①の「発生する可能性の程度」については、「最判昭 53.12.15」では「現在すでに債権発生の原因が確定し、その発生を確実に予測しうる」としていたが、「最判平 11. 1. 29」は、「契約の締結時において右債権発生の可能性が低かったことは、右契約の効力を当然に左右するものではない」と判示し、客観的な問題として取り上げていない。

②の「特定」については、「最判昭 53.12.15」では「始期と終期を特定してその権利の範囲を確定することによって、これを有効に譲渡することができる」とされ、「最判平 11. 1. 29」においても「適宜の方法により」「期間の始期と終期を明確にするなどして譲渡の目的とされる債権が特定されるべき」とした。しかしその後、「予約完結時において譲渡の目的となるべき債権を譲渡人が有する他の債権から識別することができる程度に特定されていれば足りる」とし、債権者、債務者、発生原因（本事例では「特定の商品についての売買取引」としている。）が特定されていることから「他の債権から識別できる」（以下、「最判平 12. 4. 21」という。）⁽¹³⁾との判断が示されている。

「最判平 12. 4. 21」は被担保債権額が予約時点で特定されている必要については言及して

おらず、債権特定の基準を緩和する方向を示している⁽¹⁴⁾。

③の社会的妥当性の基準については、「最判平 11. 1. 29」は「期間の長さ等の契約内容が譲渡人の営業活動等に対して社会通念に照らし相当とされる範囲を著しく逸脱する制限を加え、又は他の債権者に不当な不利益を与えるもの」、「最判平 12. 4. 21」は「経営を過度に拘束し、あるいは他の債権者を不当に害する」ものと指摘している。将来債権の期間については「最判昭 53.12.15」が将来1年分の債権を譲渡した事案であったことから、おおむね1年以内のものを有効と解していたが、「最判平 11. 1. 29」では、8年3ヶ月にわたる診療報酬債権の譲渡を有効としている。しかしながら原始的不能なものやあまりに長期なものは公序良俗に反すると言えよう⁽¹⁵⁾。

なお、債権特定の基準となる「他の債権からの識別」と「債務者、第三債務者の調査確認の容易さ」とは分けて考える必要があるだろう。差し押えるべき債権の特定が要求されているのは、債務者や第三債務者が、どの債権が、どの範囲で差し押えられているのかを認識できるようにするためである。例えば、銀行の複数支店（6支店及び3支店）に順序を付した預金債権に対する仮差押命令の申立てが争われた事例について東京高裁は、「第三債務者につき通常想定される業務内容等に照らし、社会通念上合理的と認められる時間と負担の範囲内で、第三債務者において仮差押えの目的物となる債権を確定することが困難であると認められる場合においては、当該仮差押命令申立ては、仮差押えの目的物となる債権の特定を欠くこととなると解することが相当である」と述べた上で、「銀行の6支店及び3支店扱いの預金債権を仮差押えの目的物とし、支店ごとに順位を付し、また、各支店扱いの預金の間にも順位を付して、これらの順位に従い仮差押債権額に満つるまでの預金として仮差押えの目的物となる預金の範囲を

特定するものであるところ、このような特定方法によれば、仮差押えの目的物となる預金を他の預金債権と混同することなく識別することが可能であると認められることができる」と判示している⁽¹⁶⁾。この種債権の特定に当たっては、第三債務者に過度の負担を負わせるか否かという観点からの検討が必要となる。

以上、「既発生債権および将来債権を一括して譲渡するという集合債権の譲渡やその予約も、債権が特定されていれば有効であり、その対抗要件は、指名債権の対抗要件による」⁽¹⁷⁾とするのが判例の立場であり、将来債権の譲渡が有効である以上、実務においても「将来生ずべき債権であっても、差押え時において契約等により債権発生の基礎としての法律関係が存在しており、かつ、その内容が明確であると認められるもの（例えば、将来受けるべき継続的取引契約に基づく売掛代金債権、雇用契約に基づく給料債権、賃貸借契約に基づく賃料債権、社員又は株主の有する決議前の利益配当請求権、社会保険制度に基づく診療報酬債権等）は、差し押さえることができ、「雇用契約に基づく給料債権、賃貸借契約に基づく賃料債権、社会保険制度に基づく診療報酬債権（平成 17・12・6 最高判参照）等の継続収入の債権については、法第 66 条（（継続的な収入に対する差押の効力））の規定によりその差押えの効力は差押えに係る国税の額を限度として差押え後の収入すべき金額に及ぶ」と取り扱っている⁽¹⁸⁾。

(2) 将来債権と差押えの優劣

イ 譲渡担保としての債権譲渡

債権を担保するために当該債権を譲渡する債権譲渡担保設定契約が行われた場合には、更なる検討が必要となる。

一般に譲渡担保としての債権譲渡には、以下の2タイプがある。第1のタイプは、「将来発生する多数の債権のうちの一定の範囲を譲渡し、譲渡人が債務不履行に陥らない限りは譲渡人が債権を回収し、回収金を自分のも

のにしてよいが、もし債務不履行に陥ったら、譲受人が取立権限を得る」というものである（「取立権限留保型の債権譲渡」）。第2のタイプは、「集合債権について、譲渡合意の段階では対抗要件を満たさず、譲渡の予約、ないし停止条件付譲渡という形をとる」というものである（「予約型・停止条件型の債権譲渡」）⁽¹⁹⁾。

ところで譲渡担保財産の権利者（譲渡担保権者）に対する物的納税の責任について国税徴収法は、①納税者が国税を滞納した場合において、その者が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているもの（「譲渡担保財産」）があること、②滞納者の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められること、及び③国税の法定納期限等後に譲渡担保財産となっていること、との要件の下、譲渡担保財産から納税者の国税を徴収することができるとしている（同法第24条第1項、第8項）。

譲渡担保財産は、あくまでも譲渡を受けた者の財産であって、譲渡をした者（納税者）の財産ではないことから、本来であれば滞納処分の対象とはならないが、譲渡担保の実質が金銭債務の担保であることから、質権、抵当権等の他の担保権とのバランスにも配慮し、一定の条件の下で、譲渡担保財産から納税者の国税を徴収することができることとしたものである。

譲渡担保財産からの徴収手続については、譲渡担保財産の権利者（「譲渡担保権者」）に対し、徴収しようとする金額その他必要な事項を記載した書面により告知するとともに納税者に対しその旨を通知した上、告知書を発した日から十日を経過した日までにその徴収しようとする金額が完納されていないときは、徴収職員は、譲渡担保権者を第二次納税義務者とみなして、その譲渡担保財産につき滞納処分を執行することができることと規定している（同法第24条第2項、同第3項）。以下、そ

れぞれのタイプごとに裁判例を考察する。

（イ）取立権限留保型の債権譲渡と差押え

既発生債権及び将来債権を一括して譲渡する集合債権譲渡担保設定契約について、債権の譲受人（乙）が第三債務者（丙）に対する担保権の実行を通知するまでは譲渡人（甲）が行った譲渡債権の取立てと当該取立てた金銭の譲受人への引渡しを要しないとする「取立権限留保型の債権譲渡」契約を結んだ場合、譲渡担保設定契約時に行った民法第467条に基づく確定日付のある債権譲渡通知をもって、債権の譲渡人と第三債務者間の債権を差し押えた第三者に対抗できるか。

これについて最高裁は、「本件通知を受けた時点では、担保権実行の事由が発生するか不明であり、実行の通知の有無、時期について全く不確定であるから、このような不確実な将来の事由が生じたら債権譲渡の効力を発生させるということを知するにすぎない本件通知をもって、第三者に対する対抗要件としての通知の効力を認めることはできない。」とする原審（東京高裁平11.11.4）の判断は是認することができないとし、「既に生じ、又は将来生ずべき債権は、甲から乙に確定的に譲渡されており、ただ、甲、乙間において、乙に帰属した債権の一部について、甲に取立権限を付与し、取り立てた金銭の乙への引渡しを要しないとの合意が付加されているものと解すべきである。したがって、上記債権譲渡について第三者対抗要件を具備するためには、指名債権譲渡の対抗要件（民法467条2項）の方法によることができるのであり、その際に、丙に対し、甲に付与された取立権限の行使への協力を依頼したとしても、第三者対抗要件の効果を妨げるものではない。」と判示した⁽²⁰⁾。本判決は、譲渡担保契約時の確定日付のある通知に集合債権譲渡担保設定契約の第三者対抗要件としての効力があることを明らかにした。

次に既発生債権及び将来債権を一括して譲

渡する「取立権留保型の債権譲渡」契約（集合債権譲渡担保契約）が結ばれ、確定日付のある通知による対抗要件が具備された後、債権の譲渡人（債務者）に滞納国税に係る法定納期限等が到来し、その後に当該集合債権譲渡担保契約に係る将来債権が具体的に発生した場合、その将来債権は、国税徴収法第 24 条第 8 項が適用となる「国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっている事実」があるといえるかどうか。

これについて最高裁は、「滞納者と譲渡担保権者が、既に発生した債権及び将来発生すべき債権を一括して譲渡担保の目的とするいわゆる集合債権譲渡担保契約を締結し、その旨を第三債務者に対し確定日付のある証書により通知して対抗要件を具備した場合であっても、滞納者の滞納国税の法定納期限等が到来した後に発生した債権については、当該債権の発生時に滞納者から譲渡担保権者に移転するものであるから、当該債権はその発生時に譲渡担保財産となったものと解すべきである。」「本件債権は、本件国税の法定納期限等が到来した後に発生したものであって、本件国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっていたものではないから、本件において、上告人が国税徴収法 24 条 6 項（現 8 項のこと（筆者注）。以下、本判決文中同じ。）所定の証明をしたとはいえず、本件差押えに違法はない。」とする原審（東京高裁平 16. 7. 21）の判断は是認することができないとし、以下の通り判示した。

すなわち「将来発生すべき債権を目的とする譲渡担保契約が締結された場合には、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない限り、譲渡担保の目的とされた債権は譲渡担保契約によって譲渡担保設定者から譲渡担保権者に確定的に譲渡されている」とし、「譲渡担保契約に係る債権の譲渡については、指名債権譲渡の対抗要件（民法 467 条 2 項）の方法により第三者に対する対抗要件を具備す

ることができる」した上で、「国税徴収法 24 条 6 項の解釈においては、国税の法定納期限等以前に、将来発生すべき債権を目的として、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない譲渡担保契約が締結され、その債権譲渡につき第三者に対する対抗要件が具備されていた場合には、譲渡担保の目的とされた債権が国税の法定納期限等の到来後に発生したとしても、当該債権は「国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっている」ものに該当すると解するのが相当である。」と判示した⁽²¹⁾。

国税徴収法第 24 条第 8 項でいう「譲渡担保権者が国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっている事実」については、「将来債権について譲渡担保権者に権利が移転する時期が契約時であると解する立場」（いわゆる「契約時説」）と「譲渡担保契約に基づいて将来債権が現実発生したときにはじめて当該債権に対する権利が移転すると解する立場」（いわゆる「債権発生時説」）があるが、本判決は、契約時説に立つことを明らかにしたと言える⁽²²⁾。この結果、「少なくとも法定納期限等以前に譲渡担保契約が締結され、これについて第三者対抗要件が具備された集合債権については、国税徴収法第 24 条に基づく第二次納税義務の賦課による滞納処分を行うことには相当慎重にならざるを得ない」⁽²³⁾と評価されよう⁽²⁴⁾。

(D) 予約型・停止条件型の債権譲渡と差押え

集合債権の譲渡事案ではないが、指名債権譲渡の予約について確定日付のある証書により債権者に対する通知またはその承諾をもって予約の完結による債権譲渡の効力を第三者に対抗できるかが争点となった事例について最高裁は、「指名債権譲渡の予約につき確定日付のある証書により債務者に対する通知又はその承諾がされても、債務者は、これによって予約完結権の行使により当該債権の帰属が将来変更される可能性を了知するに止ま」る

とした上で、「当該債権の帰属に変更が生じた事実を認識するものではないから、上記予約の完結による債権譲渡の効力は、当該予約についてされた上記の通知又は承諾をもって、第三者に対抗することはできないと解すべきである。」と判示した⁽²⁵⁾。

本判決によると、予約型等の債権譲渡については、「当初の予約合意の段階で有効に対抗要件を備えることができ」ず、「予約型・停止条件型の債権譲渡は、予約完結権行使や停止条件成就の段階で対抗要件を具備するほかない」こととなる⁽²⁶⁾。

ロ 一括支払システムに関する契約

担保のために譲渡された債権について国税徴収法第 24 条に基づく告知が発生したときは何らかの手続きを要せず譲渡担保権を実行すると合意（停止条件付代物弁済の特約）の効力が争われた事例について最高裁は、「同条（「国税徴収法」のこと（筆者注）。）2項の告知の発出と到達との間の時間的間隔をとらえ、告知書の発出の時点で譲渡担保権者が譲渡担保権を実行することを納税者とあらかじめ合意することは、同条2項の手続が執られたことを契機に譲渡担保権が実行されたという関係があるときにはその財産がなお譲渡担保財産として存続するものとみなすこととする同条5項の適用を回避しようとするものであるから、この合意の効力を認めることはできない」⁽²⁷⁾と判示している。国税徴収法第 24 条第 5 項には強行法規性があると解したものと言えよう。

ハ 賃料債権

将来発生する賃料債権を担保目的で譲渡した後、賃貸不動産が第三者に譲渡された場合については、「賃貸目的不動産の所有権が第三者に移転されると賃貸人の地位も移転する」⁽²⁸⁾、「特段の事情がないかぎり、新所有者は、賃借人の承諾がなくても旧所有者と新所有者の契約を持って賃貸人たる地位を継承する」⁽²⁹⁾との最高裁判例からみると、賃料は所有者

に帰属するものであり、譲渡担保により賃料が将来債権として譲渡されたとしても所有者が変更されれば、その後に発生する賃料は新所有者に帰属する財産であると考えらるべきであろう⁽³⁰⁾。

なお、建物の賃料債権の差押えの効力発生後に建物が譲渡された場合に譲渡後に弁済期が到来する賃料債権に差押えの効力が及ぶかが争われた事例について最高裁は、「建物所有者の債権者が賃料債権を差し押さえ、その効力が発生した後に、右所有者が建物を他に譲渡し賃貸人の地位が譲受人に移転した場合には、右譲受人は、建物の賃料債権を取得したことを差押債権者に対抗することができないと解すべきである」と判示している⁽³¹⁾。上記設例にあてはめると将来発生する賃料も建物の旧所有者（譲渡人）に帰属するとも解せなくもないが、本判決は継続的給付に係る債権差押えの将来に向かっての効力を認める民事執行法第 151 条を前提として、「建物を譲渡する行為は、賃料債権の帰属の変更を伴う限りにおいて、将来における賃料債権の処分を禁止する差押えの効力に抵触する」旨判示したものである。賃料債権が担保目的で譲渡された場合は、賃料債権は建物の旧所有者（譲渡人）の下で発生していないことから本判決の射程外と考えるべきだろう⁽³²⁾。

3. 譲渡禁止特約と第三者

国税債権の保全のため債権を差し押さえる場合、当該債権に譲渡禁止特約が付されているにもかかわらず当該債権を譲り受けた第三者と競合するケースが多く見受けられる。請負代金債権などについて譲渡禁止特約が付されているのは、「一般に、元請業者の下請業者に対する相殺権（下請業者が支払うべき賃金の立替払をした場合の立替払金債権と請負代金債務との相殺など）の確保、請負代金債権の譲渡範囲の不分明を含む債権者不確知による二重払の危険等の回避、債権譲渡による信

用の喪失を契機とする請負人の倒産防止などのために行われているもの」⁽³³⁾である。民法は、原則として債権には譲渡の自由があることを規定しているが、第 466 条第 2 項但書で「ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。」と規定している。以下、譲渡禁止特約の存在を第三者（譲受人）に主張（対抗）できるか否かが争点となった裁判例を考察する。

(1) 転付命令と善意の第三者

民事執行法に基づく転付命令（執行裁判所が発する「差押債権者の申立てにより、支払に代えて券面額で差し押さえられた金銭債権を差押債権者に転付する命令」（同法第 159 条第 1 項）が善意の第三者に対抗できるかについては、既に最高裁は「譲渡禁止の特約のある債権であつても、差押債権者の善意・悪意を問わず、これを差し押え、かつ、転付命令によつて移転することができるものであつて、これにつき、同法四六六条二項の適用ないし類推適用をなすべきではないと解するのが相当である。」⁽³⁴⁾との判断を示している（旧民法下）。

譲渡禁止の特約のある債権であつても、差押債権者の善意・悪意を問わず、転付命令によつて移転することができ、この場合に民法第 466 条第 2 項の適用はないこととなる。

(2) 譲渡禁止特約と善意の第三者

民法第 466 条第 2 項但書により、譲渡禁止特約の存在を知らないで債権を譲り受けた善意の第三者に対してはその特約の存在を主張できないことから、債務者は特約を付されていることを理由として支払いを拒むことは出来ないが、譲渡禁止特約の存在について譲受人が悪意の場合には債権譲渡の効力は生じないこととなる。

従来より通説は、「譲受人が保護を受けるのは」「無過失を要すると解するのが正当である」としている。その理由としては「表見的なものの信頼を保護して取引の安全をはかる

制度だからである」とし、「債権証書に譲渡禁止の記載があること（預金通帳や定期預金証書にその例が多い）は、少なくとも過失を推定される」⁽³⁵⁾としている。

預金債権を代物弁済として譲り受けた第三者は銀行預金に譲渡禁止特約が付されていることを知らないことをもって抗弁できるかが争われた事例について最高裁は、「譲渡禁止の特約の存在を知らずに債権を譲り受けた場合であつても、これにつき譲受人に重大な過失があるときは、悪意の譲受人と同様、譲渡によつてその債権を取得しえないものと解するのが相当とする。」と判示した（以下、「最判昭 48.7.19」という。）⁽³⁶⁾。譲受人が譲受債権の調査や確認を怠るなど「重大な過失」がある場合には「悪意」の譲受人と同一視されることとなる。

以下、債権の態様ごとに整理を進めていく。

イ 預金債権

預金債権については、上記「最判昭 48.7.19」判決は「銀行を債務者とする各種の預金債権については一般に譲渡禁止の特約が付されて預金証書等にその旨が記載されており、また預金の種類によつては、明示の特約がなくとも、その性質上黙示の特約があるものと解されていることは、ひろく知られているところであつて、このことは少なくとも銀行取引につき経験のある者にとつては周知の事柄に属するというべきである。」と判示している⁽³⁷⁾。

銀行取引につき経験のある者にとつては預金債権に譲渡禁止特約が付されていることは周知の事柄というべきであり、預金債権の譲受人は譲渡禁止特約を知らないことに重過失が推定されることとなる。

ロ 建設工事請負代金債権

建設工事請負代金債権に譲渡禁止特約が付されていることについては、公知である旨認められるケースが多い。例えば昭和 63 年 6 月 27 日付東京高裁は、「この種契約に常時従

事している人々はいうに及ばず、この種業界の実情に少しでも通じた人々の間においては、建設工事請負契約においては、債権譲渡は原則として禁止されているとの認識が相当広範囲に浸透しているものと考えてよいであろう。」と判断した上で、「右のような業務を日常的に処理している筈の被控訴人（債権譲受人である「金銭の貸付及びその媒介を主たる業務とするいわゆるファクタリング業者」のこと（筆者注。）が、訴外会社から工事請負代金債権を譲り受けようとするに当っては、予め、譲渡禁止特約の有無につき調査すべきであって、これを怠り、漫然、本件債権を譲り受けたとすれば、右の特約の存在を知らないとしてもそのことにつき重大な過失があるということができ、悪意の譲受人と同様、譲渡によって本件債権を取得することはできない、と解すべきである。」と判示している⁽³⁸⁾。最近の判例でも、上記の判断が踏襲されているところであり⁽³⁹⁾、建設工事請負代金契約に譲渡禁止特約が付されていることは原則として「周知の事柄に属する」と判断できるであろう。

ハ テレビ番組制作請負代金債権

やや特殊なケースではあるが、譲渡禁止特約のあるテレビ番組制作請負代金債権を譲り受けた銀行にその特約を知らないことにつき重大な過失があるかが争われた事例について東京地裁は、譲受人である銀行は「高い信用調査能力を有して」おり、「調査をしようとする意欲があれば、容易に知りえたはず」とした上で、「本件債権について譲渡禁止特約が付されていたことを知らなかったことにつき重大な過失があったものというべき」⁽⁴⁰⁾と判示している。

二 継続的な売掛代金債権

現在及び将来の売掛代金債権（集合債権）について譲渡特約禁止が付されている場合はどのように考えるべきか。譲渡禁止特約を知らず当該債権に対して債権譲渡担保契約を締

結した銀行は供託された当該債権の還付請求権を主張できるかが争われた事例について大阪高裁は、「銀行としての高度な専門的知識経験及び調査能力に照らして要求される最低限度の注意を払い、譲渡禁止特約の有無という債権譲渡担保を行う際の基本的かつ初歩的な事項について正しく理解をすれば、これを確認調査することが容易であるのに、上記事項について正しい理解を欠いたため、必要な確認調査を怠り、本件債権譲渡を受けたものである。」との事実の認定を行った上で、「控訴人（当該銀行のこと（筆者注。）は、本件債権譲渡の際、譲渡禁止特約の存在を知らなかったことについて、悪意と同視し得る重大な過失があるものというべきである。」と判示している⁽⁴¹⁾。

本判例は、「小売業における売掛債権について譲渡禁止特約が付されることも決して少なくないことが認められる。」と指摘しているが、譲渡禁止特約の存在の不知を主張しているのが「銀行取引とりわけ融資及び担保に関し、実務上及び法律上の高度な専門的知識・経験並びにこれらの点に関する高い調査能力を有している」金融機関であることを踏まえると、小売業の継続的な売掛代金債権に譲渡禁止特約が付されていることを知らなかったと主張する者がアプリアリに重大な過失があるとの認定に至るのはやや困難であろう。

例えば、繊維資材事業者間での売掛金債権に譲渡禁止特約が付されていた事例について、債権の譲受人は「東証一部上場企業であって、社内に法務部門を有する法律的水準の高い総合商社であり重過失がある、との「当該債権を差し押さえた地方公共団体」の主張が排斥されたケースもある⁽⁴²⁾。継続的な売掛代金債権については譲渡禁止特約の存在を譲受人に告知した、あるいは特約が記載された契約書を提示したといった譲り受けた際の事実関係のほか、譲受人の社会的・経済的な位置付けを考慮した上で判断していく必要があるだ

ろう。

ホ 運送代金債権

大手運送業者の運送代金債権に譲渡禁止特約が付された事例について長野地裁松本支部は、「継続的かつ大手運送業者の締結する運送契約においては、債権譲渡禁止特約が定められる場合が一般的」であり、当該債権の譲渡に際して「債権回収の一手段として債権の譲渡を受ける場合には、当該債権の内容や特約の有無についても十分調査することは金融業者としては当然であり」、譲受人たる金融業者には前記特約につき重過失が認められるとした上で、債務者が供託した運送代金を巡り、国税滞納処分として運送代金債権を差し押さえた国に対して、債権譲受人たる金融業者は還付請求権の確認を求めることができないと判示している⁽⁴³⁾。譲受人が金融機関以外の者であった場合にも当然に認定されるかは不明ながら、運送契約に譲渡禁止特約が付されているとの蓋然性は高いと評価されるであろう。

へ 保証金返還請求権

譲渡禁止特約のある賃貸借契約における保証金返還請求権の譲受人が貸金業者のケースについて東京高裁は、「貸室の賃貸借契約においては、保証金返還請求権につき譲渡禁止の特約がなされるのは通常であり」、譲受人の「認識、経験及び賃貸借契約における保証金預託の性質に鑑みると」、譲受人は「本件保証金返還請求権に譲渡禁止特約が存在することを容易に推測できたものというべき」⁽⁴⁴⁾と判示している。譲受人が貸金業者のケースであるので直ちに一般化はできないが、賃貸借契約における敷金返還請求権や店舗賃貸借契約における営業保証金返還請求権など保証金返還請求権に譲渡禁止特約が付されている蓋然性は高いと評価できるであろう。

ト 譲渡禁止特約と譲受人の重大な過失

以上、譲渡された債権に譲渡禁止特約が付されていることを知らなかったことについて重大な過失があるか否かに関する主な裁判例

を見てきた。譲受人に重大な過失があるかについては、譲受人の業態等属性や知識・経験、譲渡債権の種類、譲渡に係る契約の記載内容、譲渡禁止特約の公知性の有無、譲受人の調査確認の態様、程度などの観点から総合的に判断が行われているが⁽⁴⁵⁾、概ね以下の傾向があることが指摘出来るであろう。

- 1 銀行預金に譲渡禁止特約が付されていることは周知の事実であり、特に銀行取引経験を有する者については重過失が推定される。
- 2 金融機関、貸金業者など金融を業としている者は、事業規模の大小にかかわらず譲渡禁止特約の存否について調査、確認を行う注意義務が重く課されている。また、弁護士など高度な法律専門知識と豊富な経験を有する者についても同様に重い注意義務が要請される⁽⁴⁶⁾。
- 3 譲受人が金融を業としている者でない場合であっても、例えば譲渡禁止特約が付された契約を締結した経験を有する、譲渡人と密接な利害関係を有している、譲渡人と第三債務者の取引関係を了知している、などの場合には、原則として譲渡禁止特約の存在を了知しているものと推定できる。
- 4 工事請負など継続性のある契約の場合には、調査、確認を行う注意義務が重く課される傾向にある。また、これらの契約のモデルや雛形などが公開（例えばインターネット等に掲載）され、一般に普及しているような場合には公知性が高いと見なされる⁽⁴⁷⁾。

(3) 譲渡禁止特約と債務者の承諾

譲渡禁止特約の存在を知らながら債権を譲り受けた者に対して債務者が承諾を与えた場合は、どう考えるのか。最高裁は、「譲渡禁止の特約のある指名債権をその譲受人が右特約の存在を知って譲り受けた場合でも、その後、債務者が右債権の譲渡について承諾を与えた

ときは、右債権譲渡は譲渡の時にさかのぼって有効であり、「譲渡に際し確定日付のある譲渡通知がされている限り」承諾後に現れた第三者に対抗できるとの判断を示している⁽⁴⁸⁾。譲渡禁止特約は相殺権の確保、債権者不確知による二重払の危険等の回避など債務者の利益のためにあることから、「譲渡後にその債務者が承諾する以上、第三者に特約の効力を主張させる必要はない」と判断したものである⁽⁴⁹⁾。

譲渡禁止特約が付された債権が譲渡された後、債務者が債権者不確知を理由として供託を行った場合、供託通知書に譲渡禁止特約に反するとの記載がなかった事情をもって債務者が債権譲渡を承諾したこととなるかが争点となった事例について東京高裁は、「債権譲渡の対抗要件としての承諾が単に債権が譲渡された事実についての認識の表明(観念の表示)で足りるのとは異なり、より積極的な債権譲渡を承認する旨の意思表示でなければならない」とし、供託ないし供託通知書の記載をもって「債権譲渡を承認する旨の意思を表明したものと認めることは到底できない」と判示している⁽⁵⁰⁾。

更に、譲渡禁止特約がある債権が譲渡された後に債務者が譲渡についての承諾を与えた場合、譲渡後承諾前に差押えを行った第三者(国)との優劣が争われた事例について最高裁は、「民法 116 条の法意に照らし、第三者の権利を害することはできない」とし、債権譲渡の効力を第三者に対して主張しえないとした⁽⁵¹⁾。譲渡禁止特約の存在を前提として特約に反する譲渡の効力が生じないとする第三者の利害を害することとなることから、民法第 116 条の無権代理行為の追認に係る法理を援用したものと考えられる⁽⁵²⁾。

(4) 譲渡禁止特約に反して債権を譲渡した債権者の地位

譲渡禁止特約に反して債権を譲渡した債権者が当該特約の存在を理由に譲渡の無効を主

張することができるかが争点となった事例について最高裁は、「債務者に譲渡の無効を主張する意思があることが明らかであるなどの特約の事情がない限り、その無効を主張することは許されない」と判示している⁽⁵³⁾。譲渡禁止特約は債務者を保護するためのものとの趣旨を考慮し、無効の主張権者の範囲を限定して解釈するとの考えを明確にしている。

(5) 債権譲渡通知の外観

最後に債務者保護の観点から債権譲渡通知書の記載が争点となった事例として平成 19 年 1 月 31 日付島原簡裁判決がある。本事例は、指名債権譲渡通知書に会社代表者であることの記載はあるものの、代表者印(会社印)ではなく代表者個人の名義の印章が押捺されていた当該通知書の対抗要件の存否が争点となったものであるが、「債権譲渡通知が真正なものであると信じたことについて債務者に過失がないと評価される程度の外観を具備していることが必要である」との一般論を示した上で、代表者印(会社印)を欠く当該通知では「民法の予定する公示機能を果たすことができず、債務者その他第三者に対抗できないとした⁽⁵⁴⁾。国税債権の保全に当たっても真正な代表者印であるかなどの確認を行うことが重要となるだろう。

おわりに

以上、債権譲渡と国税債権の保全が交錯する場面を中心に「交通整理」を試みたが、論点が多岐にわたることとなっている背景には、債権の回収、保全のための伝統的な債権譲渡に加え、集合債権の譲渡に見られるように債権譲渡が金融調達的手段(担保)として活用されていることも一因と考えられる。そのため債権譲渡は第三者の保護など取引の安全の要請と債権の円滑な流通の要請という二つの要請を調整していく必要があるが、裁判例を見ても債権流動化の観点から当事者の利益と比較考量しながら有効な債権譲渡の範囲を慎

重に判断していることが伺える。また、実務の要請に応じて民法の特例法である「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」が制定されるなど、対抗要件も複雑化している。

このような中、国税債権の保全のため債権譲渡された債権を差し押えた上で、第三債務者（譲受人）に支払を求めた場合、第三債務者は債権者不確知を理由に供託することが多いことから、国側は供託金還付請求権取立権確認請求訴訟など原告訴訟を提起し、国税債権の回収をはかることとなる。そのため実務では、当事者から債権譲渡の経緯や目的、契約内容、譲渡禁止特約の存在を譲受人に告知した事実はないかといった譲受人の悪意・重過失の有無等を調査し個別に判断するなど、詳細な事実認定が求められている。債権取立に係る国側原告訴訟提起件数も増加傾向にあるが⁽⁶⁵⁾、事実関係の精査や証拠資料の収集などコストをかけ国税債権の回収をはかっているのが現状であるとも言える。しかしながら、処理困難事案あるいは悪質事案の滞納整理の促進を図っていくためには、債権譲渡に係る事例についても原告訴訟の提起という法的手段の積極的な行使がより必要となっていると考えられる。

(1) 我妻榮「新訂債権総論（民法講義Ⅳ）」（岩波書店、1964年3月）509頁。

(2) 最判昭42.10.27（民集21巻8号2161頁）。「民法四六八条一項本文が指名債権の譲渡につき債務者の異議をとどめない承諾に抗弁喪失の効果をみとめているのは、債権譲受人の利益を保護し一般債権取引の安全を保障するため法律が附与した法律上の効果と解すべきであつて、悪意の譲受人に対してはこのような保護を与えることを要しないというべきだからである。」と判示している。

(3) 最判平9.11.11（民集51巻10号4077頁）。「賭博の勝ち負けによって生じた債権が譲渡された場合においては、右債権の債務者が異議をとどめずに右債権譲渡を承諾したときであっても、債務

者に信義則に反する行為があるなどの特段の事情のない限り、債務者は、右債権の譲受人に対して右債権の発生に係る契約の公序良俗違反による無効を主張してその履行を拒むことができるというべきである。けだし、賭博行為は公の秩序及び善良の風俗に反すること甚だしく、賭博債権が直接的にせよ間接的にせよ満足を受けることを禁止すべきことは法の強い要請であつて、この要請は、債務者の異議なき承諾による抗弁喪失の制度の基礎にある債権譲受人の利益保護の要請を上回るものと解されるからである。」と判示している。

(4) 最判昭49.3.7（民集28巻2号174頁）。「民法四六七条の対抗要件制度の構造に鑑みれば、債権が二重に譲渡された場合、譲受人相互の間の優劣は、通知又は承諾に付された確定日附の先後によつて定めるべきではなく、確定日附のある通知が債務者に到達した日時又は確定日附のある債務者の承諾の日時の先後によつて決すべきであり、また、確定日附は通知又は承諾そのものにつき必要であると解すべきである。そして、右の理は、債権の譲受人と同一債権に対し仮差押命令の執行をした者との間の優劣を決する場合においてもなんら異なるものではない。」と判示した。判例は、確定日付のある通知が複数なされた場合は、日付を問題とせず、「到達の先後によつて決すべき」としている（いわゆる「到達時説」）。

(5) 国税徴収法基本通達62-1本文参照。また国税徴収法上の第三債務者とは「滞納者に対して金銭又は換価に適する財産の給付を目的とする債務を負う者」をいう（同基本通達62-23）。

(6) 内田貴教授は、債権譲渡の現代的意義として、①債権回収手段としての債権譲渡、②換価・担保のための債権譲渡、③資金調達手段としての債権譲渡と整理されている（内田貴「民法Ⅲ〔第3版〕債権総論・担保物権」203頁以下（東京大学出版会、2005年9月））。

(7) 最判昭58.10.4（判例時報1095号95頁）。「債権の譲受人と同一債権に対し仮差押命令の執行をした者との間の優劣は、確定日付のある譲渡通知が債務者に到達した日時又は確定日付のある債務者の承諾の日時と仮差押命令が第三債務者に送達された日時の先後によつて決すべきものであることは当裁判所の判例とするところ（最高裁昭和四七年（オ）第五九六号同四九年三月七日

第一小法廷判決・民集二八巻二号一七四頁)、この理は、本件におけるように債権の譲受人と同一債権に対し債権差押・転付命令の執行をした者との間の優劣を決する場合においても、なんら異なるものではないと解するのが相当である。」と判示している。

(8) 最判平 5.3.30 (訟務月報 40 巻 2 号 308 頁)。「滞納処分としての債権差押えの通知と確定日付のある右債権譲渡の通知の第三債務者への到達の先後関係が不明であるために、第三債務者が債権者を確知することができないことを原因として右債権額に相当する金員を供託した場合において、被差押債権額と譲受債権額との合計額が右供託金額を超過するときは、差押債権者と債権譲受人は、公平の原則に照らし、被差押債権額と譲受債権額に応じて供託金額を案分した額の供託金還付請求権をそれぞれ分割取得するものと解するのが相当である。」と判示している。

(9) 国税徴収法基本通達 62-40 参照。なお債権譲渡登記の効果は債務者以外の第三者との関係で民法上の確定日付ある証書による通知があったものとみなされるものであって、この登記により債権の存在や譲渡の有効性を証明するものではないと解されている(植垣勝裕・小川秀樹「一問一答動産・債権譲渡特例法(三訂版)」(商事法務、2007年4月)90頁参照。同基本通達 62-39 参照。)

(10) 東京高裁平 18.6.28(判例時報 1936 号 82 頁)。「譲渡に係る債権を特定するために必要な事項としての、譲渡に係る債権の「債務者」及び「債権の発生の際における債権者」(債権譲渡特例法 5 条 1 項 6 号、債権譲渡登記規則 6 条 2 号)は、譲渡に係る債権の特定に必須の事項であり、控訴人の指摘するように登記事項中の概要事項に、譲渡人として A 株式会社 が記録されている事実から、譲渡に係る債権の「債権の発生の際における債権者」が当然に A 株式会社 であることが明白であるとは認められず、また、入力時の過誤により、原債権者と債務者のコードを取り違えたことが明らかであるとも認められない。」と判示している。また、債権の種類について報酬債権とすべきものを「売掛債権」と記載した「債権譲渡登記」は、譲渡債権を特定するための記録に誤りがあり、債権譲渡登記の対抗力を欠くとした判例として東京高裁平 13.11.13 (民集 56 巻 8 号 1771 頁)がある(本判決は、「債権譲渡特例法が登記の対

象とする債権には様々なものがあり、上記の 15 種類(「その他の債権」を除くと 14 種類)の分類では必ずしも適切なものがない等の場合も想定され、その場合にすべて「その他の債権」として記録するのが適切とも思われなから、債権の種類が表示が適切でない登記の効力についても一概に対抗力がないと解するのは相当ではないが、その齟齬の程度等にかんがみて譲渡債権の識別に支障を来すと認められる場合には、譲渡債権について公示がないものとして対抗力を否定するのが相当である。控訴人の債権譲渡登記の場合、本件報酬債権の性質を売掛債権と理解する余地はなく、「売掛債権」と「その他の報酬債権」とは明らかに性質を異にする債権であることからすれば、本件報酬債権につき債権の種類を売掛債権とした控訴人の債権譲渡登記は、その譲渡債権を特定するための記録に誤りがあり、本件報酬債権を公示しているものとは認められないものと解するのが相当である。」と判示している。債権譲渡登記に譲渡債権の始期のみが記録されている場合、その後発生した債権の譲渡の効力を第三者に対抗できないとした判例として最判平 14.10.10 (民集 56 巻 8 号 1742 頁) 参照(「債権譲渡登記に譲渡に係る債権の発生年月日の始期は記録されているがその終期が記録されていない場合には、その債権譲渡登記に係る債権譲渡が数日にわたって発生した債権を目的とするものであったとしても、他にその債権譲渡登記中に始期当日以外の日に発生した債権も譲渡の目的である旨の記録がない限り、債権の譲受人は、その債権譲渡登記をもって、始期当日以外の日に発生した債権の譲受けを債務者以外の第三者に対抗することができないものと解するのが相当である。ただし、上記のような債権譲渡登記によっては、第三者は始期当日以外の日に発生した債権が譲渡されたことを認識することができず、その公示があるものとみることができないからである。」と判示している。本件は前記東京高裁平 13.11.13 の上告審である。)

(11) 最判昭 53.12.15 (判例時報 916 号 25 頁)。「現行医療保険制度のもとでは、診療担当者である医師の被上告人ら支払担当機関に対する診療報酬債権は毎月一定期日に一か月分づつ一括してその支払がされるものであり、その月々の支払額は、医師が通常の診療業務を継続している限り、一定

額以上の安定したものであることが確実に期待されるものである。したがって右債権は、将来生じるものであっても、それほど遠い将来のものではなければ、特段の事情のない限り、現在すでに債権発生の原因が確定し、その発生を確実に予測しうるものであるから、始期と終期を特定してその権利の範囲を確定することによって、これを有効に譲渡することができるというべきである。」と判示している。

(12) 最判平 11. 1. 29(訟務月報 47 卷 11 号 3191 頁)。

「債権譲渡契約にあっては、譲渡の目的とされる債権がその発生原因や譲渡に係る額等をもって特定される必要があることはいうまでもなく、将来の一定期間内に発生し、又は弁済期が到来すべき幾つかの債権を譲渡の目的とする場合には、適宜の方法により右期間の始期と終期を明確にするなどして譲渡の目的とされる債権が特定されるべきである。」「原判決は、将来発生すべき診療報酬債権を目的とする債権譲渡契約について、一定額以上が安定して発生することが確実に期待されるそれほど遠い将来のものではないものを目的とする限りにおいて有効とすべきものとしている。しかしながら、将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約にあっては、契約当事者は、譲渡の目的とされる債権の発生を基礎を成す事情をしんしゃくし、右事情の下における債権発生の可能性の程度を考慮した上、右債権が見込みどおり発生しなかった場合に譲渡人に生ずる不利益については譲渡人の契約上の責任の追及により清算することとして、契約を締結するものと見るべきであるから、右契約の締結時において右債権発生の可能性が低かったことは、右契約の効力を当然に左右するものではないと解するのが相当である。」とした上で、「契約締結時における譲渡人の資産状況、右当時における譲渡人の営業等の推移に関する見込み、契約内容、契約が締結された経緯等を総合的に考慮し、将来の一定期間内に発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約について、右期間の長さ等の契約内容が譲渡人の営業活動等に対して社会通念に照らし相当とされる範囲を著しく逸脱する制限を加え、又は他の債権者に不当な不利益を与えるものであると見られるなどの特段の事情の認められる場合には、右契約は公序良俗に反するなどとして、その効力の全部又は一部が否定されることがあるものと

いうべきである。」とし、一定の要件を示し、「医師に融資する側からすれば、現に担保物件が存在しなくても、この融資により整備される診療施設によって医師が将来にわたり診療による収益を上げる見込みが高ければ、これを担保として右融資を実行することには十分な合理性があるのであり、融資を受ける医師の側においても、債務の弁済のために、債権者と協議の上、同人に対して以後の収支見込みに基づき将来発生すべき診療報酬債権を一定の範囲で譲渡することは、それなりに合理的な行為として選択の対象に含まれているというべきである。このような融資形態が是認されることによって、能力があり、将来有望でありながら、現在は十分な資産を有しない者に対する金融的支援が可能になるのであって、医師が右のような債権譲渡契約を締結したとの一事をもって、右医師の経済的な信用状態が当時既に悪化していたと見ることができないのはもとより、将来において右状態の悪化を招来することを免れないと見ることもできない。」と判示している。本判決については、将来の長期間に及ぶ診療報酬債権に譲渡担保を設定することによって資金の借入れを行うことが可能となるなど債権の流動化を促進させるものと評価されている。

(13) 最判平 12. 4. 21(民集 54 卷 4 号 1562 頁)。「債権譲渡の予約にあっては、予約完結時において譲渡の目的となるべき債権を譲渡人が有する他の債権から識別することができる程度に特定されていなければならない。そして、この理は、将来発生すべき債権が譲渡予約の目的とされている場合でも変わるものではない。本件予約において譲渡の目的となるべき債権は、債権者及び債務者が特定され、発生原因が特定の商品についての売買取引とされていることによって、他の債権から識別ができる程度に特定されているといえることができる。」「次に、本件予約によって担保される債権の額は将来増減するものであるが、予約完結の意思表示がされた時点で確定するものであるから、右債権の額が本件予約を締結した時点で確定していないからといって、本件予約の効力が左右されるものではない。」「本件予約が、甲の経営を過度に拘束し、あるいは他の債権者を不当に害するなどとはいえず、本件予約は、公序良俗に反するものではない。」と判示している。

(14) 将来発生する 5 年分の社会保険診療報酬の差

押えを有効とした最近の判例としては札幌高裁平15.2.24(判例時報1833号135頁)を参照(「他に債務者の第三債務者らに対する診療報酬債権が差押後一年を超えて平成十九年五月末日まで発生する見込みがないと認めるに足りる事情も見当たらない」と判示している。)。また、診療報酬債権は継続的給付に係る債権に当たるとした判例として最判平17.12.6(民集59巻10号2629頁)参照(「保険医療機関、指定医療機関等の指定を受けた病院又は診療所が支払基金に対して取得する診療報酬債権は、基本となる同一の法律関係に基づき継続的に発生するものであり、民事執行法151条の2第2項に規定する「継続的給付に係る債権」に当たるといふべきである。」と判示している。)。診療報酬債権は継続的な収入であるので、差押えの効力は、「徴収すべき国税の額を限度として、差押え後に収入すべき金額に及ぶ」こととなる(国税徴収法基本通達47-59)。

(15) 将来債権の譲渡について内田教授は、「将来債権の譲渡は、譲渡の時点で譲渡人に帰属していない債権を譲渡する点では、他人の債権の譲渡と似ている。判例は、他人の債権を譲渡する場合については、譲渡人がその債権を取得できる蓋然性を問題とすることなく有効とし、譲渡人に債権が帰属するとともに当然に債権は譲受人に移転するとしている(最判昭和43年8月2日民集22-8-1558)。これとのバランスからいっても、およそ発生の可能性がある以上、将来債権の譲渡を有効とすべきである。ただし、発生の可能性がまったくないなら譲渡は原始的不能といえようし、また、あまりに長期にわたって譲渡人の収入の大部分を譲渡するような場合は、公序良俗に反すると評価されよう。」としている(内田・前掲(6)216頁)。

(16) 東京高裁平18.6.19(判例時報1937号91頁)。本判決は更に「本件各第三債務者は、いずれもわが国における最大手の金融機関であるから、上記機能(「顧客の氏名や商号に基づき、特定の顧客が有している全店舗の預金を速やかに検索できる機能」のこと(筆者注。))を有する顧客情報管理システムを有していると推認することができることに加え、本件仮差押えの目的物となる預金債権の総額が70万円及び67万5000円にとどまり、預金の取扱い店舗も新宿及び池袋周辺に近接する6店舗及び3店舗となっていることからす

れば、顧客情報管理システムによって該当する預金債権の存否を確認する作業のほか、存在が確認された預金債権の指定された順番への並び替え、各預金債権の現存額の再確認及び取扱い支店と本店間の連絡等の作業をさらに要するとしても、本件各第三債務者が本件仮差押えの目的物となる預金債権を識別して支払を停止するまでに要する時間と負担は、社会通念上合理的な範囲内を超えるものではないと推認される。」と債権特定の手法についても言及した上で、過度の負担ではないとしている。なお類似の事案で4本支店及び37本支店のケースについて「特定を欠く」とする判例として東京高裁平17.9.7(判例時報1908号137頁)がある。第三債務者の債権特定に当たっての負担について、上原敏夫・長谷部由紀子・山本和彦「民事執行・保全法(第2版補訂)」(有斐閣、2007年4月)164頁以下参照。

(17) 我妻榮・有泉亨・川井健「民法2債権法(第3版)」(勁草書房、2009年2月)148頁。

(18) 国税徴収法基本通達62-1なお書、同62-25なお書参照。

(19) 内田・前掲(6)217頁。

(20) 最判平13.11.22(訟務月報49巻11号3223頁)。

「甲が乙に対する金銭債務の担保として、発生原因となる取引の種類、発生期間等で特定される甲の丙に対する既に生じ、又は将来生ずべき債権を一括して乙に譲渡することとし、乙が丙に対し担保権実行として取立ての通知をするまでは、譲渡債権の取立てを甲に許諾し、甲が取り立てた金銭について乙への引渡しを要しないこととした甲、乙間の債権譲渡契約は、いわゆる集合債権を対象とした譲渡担保契約といわれるものの1つと解される。この場合は、既に生じ、又は将来生ずべき債権は、甲から乙に確定的に譲渡されており、ただ、甲、乙間において、乙に帰属した債権の一部について、甲に取立権限を付与し、取り立てた金銭の乙への引渡しを要しないとの合意が付加されているものと解すべきである。したがって、上記債権譲渡について第三者対抗要件を具備するためには、指名債権譲渡の対抗要件(民法467条2項)の方法によることができるのであり、その際に、丙に対し、甲に付与された取立権限の行使への協力を依頼したとしても、第三者対抗要件の効果を妨げるものではない。」と判示している。

「契約時に、将来債権も含めて他と識別できる債

権群を一切譲渡するとの契約を締結する」本契約型の集合債権譲渡担保契約の法的構成について本判決は「担保権実行通知まで担保権設定者への取立権の留保という担保目的による制約は、譲渡契約とは別個の譲渡当事者間の内部的合意でその当事者間を規律するにすぎないとの構成を示し、本件通知を集合債権譲渡担保契約の対抗要件として認められるとしたもの」と評価されている（三村昌子「金銭債務の担保として既発生債権及び将来債権を一括して譲渡するいわゆる集合債権譲渡担保契約における債権譲渡の第三者に対する対抗要件」（「最高裁判所判例解説民事篇平成13年度（下）」（財団法人法曹会、平成16年7月、681頁以下）参照。）。

- (21) 最判平19.2.15(訟務月報54巻4号974頁)。
 「将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約は、譲渡の目的とされる債権が特定されている限り、原則として有効なものである（最高裁平成9年（オ）第219号同11年1月29日第三小法廷判決・民集53巻1号151頁参照）。また、将来発生すべき債権を目的とする譲渡担保契約が締結された場合には、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない限り、譲渡担保の目的とされた債権は譲渡担保契約によって譲渡担保設定者から譲渡担保権者に確定的に譲渡されているのであり、この場合において、譲渡担保の目的とされた債権が将来発生したときには、譲渡担保権者は、譲渡担保設定者の特段の行為を要することなく当然に、当該債権を担保の目的で取得することができるものである。そして、前記の場合において、譲渡担保契約に係る債権の譲渡については、指名債権譲渡の対抗要件（民法467条2項）の方法により第三者に対する対抗要件を具備することができるのである（最高裁平成12年（受）第194号同13年11月22日第一小法廷判決・民集55巻6号1056頁参照。）。「以上のような将来発生すべき債権に係る譲渡担保権者の法的地位にかんがみれば、国税徴収法24条6項の解釈においては、国税の法定納期限等以前に、将来発生すべき債権を目的として、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない譲渡担保契約が締結され、その債権譲渡につき第三者に対する対抗要件が具備されていた場合には、譲渡担保の目的とされた債権が国税の法定納期限等の到来後に発生したとしても、当該債権は「国税の法定納期

限等以前に譲渡担保財産となっている」ものに該当すると解するのが相当である。」と判示している。

- (22) 高野幸大「集合債権譲渡担保契約において国税の法定納期限前に第三者に対する対抗要件が具備されていた場合、将来債権も国税債権に優先するとされた事例」（判例時報第1987号（平20.2.1号）178頁以下）参照。なお、前掲注(21)「最判平19.2.15」は、「譲渡担保契約によって」「確定的に譲渡されている」とし、債権の帰属に変更が生じた事実を公示する第三者対抗要件の具備の効力を契約時に認める以上、将来債権の譲渡時期は契約締結期と考えるとしているが、本判決では同時に「債権が将来発生したときには」「当該債権を担保の目的で取得する」とあるように債権を取得できるのは個々の債権の発生時であるようにも読める。本判決は国税徴収法第24条第6項（現8項）の解釈を示したものであり、その限りでは決着を見たものではあるが、契約締結時か債権発生時か、両者の関係をどのように解すべきかやや課題を残していると考ええる。
- (23) 弟子丸香「動産・債権譲渡特例法の改正と債権回収上の諸問題」（「税務大学校論叢」53、平成19年7月4日、491頁以下）参照。また、集合債権譲渡全般について金子宏「租税法（第13版）」（弘文堂、2008年4月）708頁以下参照。
- (24) 実務でも「将来発生すべき債権を目的として、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない譲渡担保契約が締結され、その債権譲渡につき対抗要件が具備されていた場合には、当該債権は当該対抗要件が具備された時に譲渡担保財産となる（平成19・2・15最高判参照）」と取り扱っている（国税徴収法基本通達24-34）。なお、前掲注(21)「最判平19.2.15」の原審である東京高裁判決は、債権発生時説に立ち、「法定納期限等以前に、集合債権譲渡担保契約が締結され、第三者に対する対抗要件を具備した場合、将来発生する債権についても譲渡担保権者は国税に優先すると解した場合、私人間の契約によって、国税債権の確保ができない財産（しかもその価値は無限定になり得る。）を創出することが可能になってしまう。これは、質権や抵当権等に与えた例外的優先制度（法定納期限等による優先劣後の制度）との釣り合いを無視するだけでなく、国税徴収確保ないし国税優先の原則からの観点を極め

て軽視した結論になってしまう。とりわけ、譲渡担保設定者である滞納者は、滞納額がいかに多額であっても、担保権の実行がされる前は、担保権者から付与された取立権に基づいて現実に発生した債権を自由に回収し続けることができ、譲渡担保権利者が担保権の実行をしない限り継続することができる事態が発生することがあり得るが、これは極めて不当な結果である。」と判示した(東京高裁平 16.7.21(訟務月報 51 卷 8 号 2148 頁))。

⁽²⁵⁾ 最判平 13.11.27 (訟務月報 48 卷 10 号 2418 頁)。「民法 467 条の規定する指名債権譲渡についての債務者以外の第三者に対する対抗要件の制度は、債務者が債権譲渡により債権の帰属に変更が生じた事実を認識することを通じ、これが債務者によって第三者に表示され得るものであることを根幹として成立しているところ(最高裁昭和 47 年(オ)第 596 号同 49 年 3 月 7 日第一小法廷判決・民集 28 卷 2 号 174 頁参照)、指名債権譲渡の予約につき確定日付のある証書により債務者に対する通知又はその承諾がされても、債務者は、これによって予約完結権の行使により当該債権の帰属が将来変更される可能性を了知するに止まり、当該債権の帰属に変更が生じた事実を認識するものではないから、上記予約の完結による債権譲渡の効力は、当該予約についてされた上記の通知又は承諾をもって、第三者に対抗することはできないと解すべきである。」と判示している。

⁽²⁶⁾ 内田・前掲(6)219 頁参照。なお、債権譲渡人の支払停止または破産があったことを停止条件とする債権譲渡契約に基づく債権譲渡は、破産法による否認権行使の対象となるとの最高裁の判断がある。本判決は、「債務者の支払停止等を停止条件とする債権譲渡契約は、その契約締結行為自体は危機時期前に行われるものであるが、契約当事者は、その契約に基づく債権譲渡の効力の発生を債務者の支払停止等の危機時期の到来にかからしめ、これを停止条件とすることにより、危機時期に至るまで債務者の責任財産に属していた債権を債務者の危機時期が到来するや直ちに当該債権者に帰属させることによって、これを責任財産から逸出させることをあらかじめ意図し、これを目的として、当該契約を締結しているものである。上記契約の内容、その目的等にかんがみると、上記契約は、破産法 72 条 2 号の規定の趣

旨に反し、その実効性を失わせるものであって、その契約内容を実質的にみれば、上記契約に係る債権譲渡は、債務者に支払停止等の危機時期が到来した後に行われた債権譲渡と同視すべきものであり、上記規定に基づく否認権行使の対象となると解するのが相当である。」と判示している(最判平 16.7.16(民集 58 卷 5 号 1744 頁)。同旨、最判平 16.9.14(判例時報 1872 号 67 頁)。(停止条件型について最高裁が破産法上の否認権を認めたことから、実務においては予約型・停止条件型の債権譲渡担保契約は減少し、取立権留保型に移行していくとも指摘されている。

⁽²⁷⁾ 最判平 15.12.19(訟務月報 50 卷 8 号 2495 頁)。本判決について吉田光碩「一括支払システムの代物弁済条項に関する最高裁の新判断」(金融法務事情 1701 号 4 頁以下)参照。

⁽²⁸⁾ 最判昭 39.8.28(民集 18 卷 7 号 1354 頁)。「自己の所有建物を他に賃貸している者が賃貸借継続中に右建物を第三者に譲渡してその所有権を移転した場合には、特段の事情のないかぎり、借家法一条の規定により、賃貸人の地位もこれに伴って右第三者に移転するものと解すべき」と判示している。

⁽²⁹⁾ 最判昭 46.4.23(民集 25 卷 3 号 388 頁)。「土地の賃貸借契約における賃貸人の地位の譲渡は、賃貸人の義務の移転を伴うものではあるけれども、賃貸人の義務は賃貸人が何びとであるかによって履行方法が特に異なるわけのものではなく、また、土地所有権の移転があつたときに新所有者にその義務の承継を認めることがむしろ賃借人にとって有利であるというのを妨げないから、一般の債務の引受の場合と異なり、特段の事情のある場合を除き、新所有者が旧所有者の賃貸人としての権利義務を承継するには、賃借人の承諾を必要とせず、旧所有者と新所有者間の契約をもってこれをなすことができると解するのが相当である」と判示している。

⁽³⁰⁾ 「賃貸人たる地位の譲渡は、賃貸人の債権譲渡と債務引受の総合体であり、それぞれの要件をみたした場合に、賃貸借契約上の地位の譲渡が成立する」とする「分離説」を突き詰めると異なる結論が導かれる(分離説については、加藤雅信「新民法大系Ⅲ債権総論」(有斐閣、2005 年 9 月) 344 頁以下参照)。

⁽³¹⁾ 最判平 10.3.24(民集 52 卷 2 号 399 頁)。「自

己の所有建物を他に賃貸している者が第三者に右建物を譲渡した場合には、特段の事情のない限り、賃貸人の地位もこれに伴って右第三者に移転するが（最高裁昭和三五年（オ）第五九六号同三九年八月二日第二小法廷判決・民集一八巻七号一三五四頁参照）、建物所有者の債権者が賃料債権を差し押さえ、その効力が発生した後に、右所有者が建物を他に譲渡し賃貸人の地位が譲受人に移転した場合には、右譲受人は、建物の賃料債権を取得したことを差押債権者に対抗することができないと解すべきである。ただし、建物の所有者を債務者とする賃料債権の差押えにより右所有者の建物自体の処分は妨げられないけれども、右差押えの効力は、差押債権者の債権及び執行費用の額を限度として、建物所有者が将来收受すべき賃料に及んでいるから（民事執行法一五一条）、右建物を譲渡する行為は、賃料債権の帰属の変更を伴う限りにおいて、将来における賃料債権の処分を禁止する差押えの効力に抵触するといふべきだからである。」と判示している。

(32) 前掲注(31)最判平 10.3.24 については、孝橋宏「建物の賃料債権の差押えの効力が発生した後に建物を譲り受けた者が賃貸人の地位の移転に伴う賃料債権の取得を差押債権者に対抗することの可否」（「最高裁判所判例解説民事篇平成 10 年度（上）」（財団法人法曹会、平成 13 年 10 月、290 頁以下）、秦光昭「建物の賃料債権に対する差押え後に建物を譲り受けた者が差押債権者に対して賃料債権の取得をもって対抗することの可否」（金融法務事情 1525 号、4 頁以下）を参照。このように差押えの効力に抵触する処分行為には、被差押債権そのものの処分のほか、被差押債権の帰属の変更を伴う行為も含まれることとなる（前掲注(16)上原ほか「民事執行・保全法（第 2 版補訂）」171 頁以下）。

(33) 東京高裁平 15.2.26（訟務月報 51 巻 1 号 181 頁）。

(34) 最判昭 45・4・10（民集 24 巻 4 号 240 頁）。「原判決は、転付命令による債権の移転についても、民法四六六条二項の規定が準用されるものと解し、転付命令を受けた債権者が当時譲渡禁止の特約の存在につき悪意である場合には転付命令によつてその債権を取得できない旨判示する。しかし、譲渡禁止の特約のある債権であつても、差押債権者の善意・悪意を問わず、これを差し押え、

かつ、転付命令によつて移転することができるものであつて、これにつき、同法四六六条二項の適用ないし類推適用をなすべきではないと解するのが相当である。ただし、同法四六六条二項は、その文理上、債権の譲渡を禁止する特約につき、その効力を認めたものであつて、譲渡以外の原因による債権の移転について同条項の規定を準用ないし類推適用すべきものとする見解には、首肯するに足りる合理的根拠を見出すことができないのみならず、譲渡禁止の特約のある債権に対して発せられた転付命令について、同法四六六条二項の準用があると解すると、民法五七〇条、六一八条が明文をもつて差押禁止財産を法定して財産中執行を免れ得るものを制限的に特定し、同法六〇〇条が差し押えた金銭の債権について差押債権者の選択に従い取立命令または転付命令を申請できる旨定めている法意に反し、私人がその意思表示によつて、債権から強制執行の客体たる性質を奪い、あるいはそれを制限できることを認めることになるし、一般債権者は、担保となる債務者の総財産のうち、債務者の債権が、債務者、第三債務者間の譲渡禁止の特約により担保力を失う不利益をも受けなければならないことになるのであつて、法の予想しない不当な結果をうむものといわなければならない。このような結果は、転付命令申請の際に差押債権者が善意であれば保護されるということや、差押債権者には取立命令を得る道が残されているということで補われるものではないからである。」と判示している。「私人の意思で強制執行の客体としての性質を奪うことを認めるのは、執行法の理念に悖る」（内田・前掲注(6)212 頁以下）こととなる。

(35) 我妻・前掲注(1)524 頁参照。

(36) 最判昭 48.7.19（民集 27 巻 7 号 823 頁）。「民法四六六条二項は債権の譲渡を禁止する特約は善意の第三者に対抗することができない旨規定し、その文言上は第三者の過失の有無を問わないかのようなのであるが、重大な過失は悪意と同様に取り扱うべきものであるから、譲渡禁止の特約の存在を知らずに債権を譲り受けた場合であつても、これにつき譲受人に重大な過失があるときは、悪意の譲受人と同様、譲渡によつてその債権を取得しえないものと解するのを相当とする。そして、銀行を債務者とする各種の預金債権については一般に譲渡禁止の特約が付されて預金証書等に

その旨が記載されており、また預金の種類によっては、明示の特約がなくとも、その性質上黙示の特約があるものと解されていることは、ひろく知られているところであつて、このことは少なくとも銀行取引につき経験のある者にとっては周知の事柄に属するというべきである。」と判示している。

(37) 前掲注(36)最判昭 48.7.19。

(38) 東京高裁昭 63.6.27 (判例時報 1283 号 103 頁)。

「債権の譲渡は、本来、自由である（民法四六六条一項本文）が、建設工事請負契約の場合、元々それが注文者と請負人との間の相互の信頼関係を前提としているところ、請負債務の履行には長期間を要することがあり、しかも、その間、注文者の協力を得つつ義務を履行していかなくてはならないこともあるので、権利の譲渡を自由にした場合には、以後、それに対応する義務のみを忠実に履行するかどうか相手方に不安を抱かせることになるし、具体的にも権利者の変更は義務者に不利益を与える場合がある。従って、この種契約の場合、義務者は、権利者が誰であるかについては、通常、深い関心を抱いているのであり、契約上の権利を第三者に譲渡するには義務者の承諾を要するとすることが多く行われている。ここでいう権利とは、一応、注文者、請負人の権利双方を含むわけであるが、注文者の権利とは、完成した工事目的物の引渡を受ける権利であるから、その権利が譲渡されることは少ない。従って、契約上の権利の譲渡として多く問題となるのは、請負代金債権の譲渡の場合である。実際の契約の場合においては、工事に関する契約は、工事請負契約書に必要事項を記入した上、これに四会連合協定による工事請負契約約款と図面を添付して行われることが多く、それらが一体となって契約内容を構成することになる。本件においても《証拠略》によれば、右工事請負契約約款（昭和五六年九月改正）が用いられており、右約款第五条によれば、前認定のとおり債権譲渡禁止特約が規定されているのである。右の約款は、大正一二年八月、四会合同で作成された工事請負規程を母体とし、以後、数次にわたる改正を経て、昭和二六年二月、工事請負契約約款として改めて公表され、以後、何回もの改正を経て今日に至っている。現在、この約款は、多数のこの種契約に利用されており、特に、高額の建設工事請負契約の場合、ほぼ例外

なく利用されているとあってよい。従って、この種契約に常時従事している人々はいかに及ばず、この種業界の実情に少しでも通じた人々の間においては、建設工事請負契約においては、債権譲渡は原則として禁止されているとの認識が相当広範囲に浸透しているものと考えてよいであろう。本件において、《証拠略》によれば、被控訴人は、定款上、金銭の貸付及びその媒介を主たる業務とするいわゆるファクタリング業者であり、昭和四九年一〇月設立された株式会社であるが、訴外会社が、昭和六一年五月六日手形不渡を出して倒産したところ、同日、被控訴人は訴外会社から本件請負代金債権を譲受けたものであることが認められる。右のとおり、被控訴人は、いわゆるファクタリング業者であり、日常、取引先信用調査、債権管理回収、信用の危険負担及び債権の期日前資金化等の事務の総合引受を主たる業務とするものであり、ファクターとして被控訴人はクライアントの要請により、常時、クライアントの取引先（カスタマー）についての信用調査を行っているのであって、ファクターにとっての信用調査能力はファクタリング取引の存在根拠とすらいられているのであり、これらのことは当裁判所に顕著である。そうすると、右のような業務を日常的に処理している筈の被控訴人が、訴外会社から工事請負代金債権を譲り受けようとするに当っては、予め、譲渡禁止特約の有無につき調査すべきであつて、これを怠り、漫然、本件債権を譲り受けたとすれば、右の特約の存在を知らないとしてもそのことにつき重大な過失があるということができ、悪意の譲受人と同様、譲渡によって本件債権を取得することはできない、と解すべきである。」と判示している。

(39) 東京高裁平 11.12.28 (金融・商事判例 1089 号 20 頁) は、「本件請負代金債権については、被控訴人会社と A との間で、A の書面による承諾を得た場合を除外事由とする譲渡禁止特約（中略）が締結されていたことが明らかである。これに対して原審証人甲は控訴人はこれを知らなかったというのであるが、たとえ控訴人担当者が現実この点について具体的に認識していなかったとしても、金融機関である控訴人が請負工事代金債権の譲渡を受け、あるいはその予約をするに当たって、被控訴人会社から入手した注文書には被控訴人会社と控訴人との間で工事下請負基本契約書

が取り交わされていることが明記されているにもかかわらずこれを入手することなく、そのためにこれを入手すれば知りえた前記特約を知らなかったとすれば、これを知らなかったことについて重大な過失があったものといわなければならない(中略)。したがって、本件請負代金債権の譲渡は右譲渡禁止の特約に違反し、控訴人は右債権を取得することができないものといわなければならない。」と判示している。大分地裁平16.3.26(訟務月報51巻5号1315頁)は、「最高裁判所は、「民法466条2項は債権の譲渡を禁止する特約は善意の第三者に対抗することができない旨規定し、その文言上は第三者の過失の有無を問わないかのようであるが、重大な過失は悪意と同様に取り扱うべきものであるから、譲渡禁止の特約の存在を知らずに債権を譲り受けた場合であっても、これにつき譲受人に重大な過失があるときは、悪意の譲受人と同様、譲渡によってその債権を取得し得ない。」と判示している(最高裁昭和48年7月19日第一小法廷判決・民集27巻7号823頁)。これは、民法466条2項の関係においては、重大な過失は、悪意と同視すべきであること、善意の譲受人が保護を受けるには重大な過失がないことを要することを明らかにしたものと解される。したがって、上記譲受人の重過失とは、債権の譲受人が、譲受債権に譲渡禁止特約が付されていることを知らない(善意の)場合であっても、容易に、譲受債権に譲渡禁止特約が付されていることを予見することができ、かつ、その有無を知ることができたにもかかわらず、これをしなかった場合をいうと解すべきである。」「被告は、昭和44年に弁護士登録をし、現在まで、弁護士の職にあり、高度な法律的専門知識及び豊富な業務経験を有する者であるが(弁論の全趣旨)、前記前提事実によれば、滞納会社代表者との間で本件債権1及び2の譲渡を合意する際、滞納会社代表者に対して、本件債権1及び2に譲渡禁止特約が付されていたか否かを聴取したというのであるから、本件債権1及び2に譲渡禁止特約が付されていることを予見することができたといえる。そして、被告は、債権の譲渡人である滞納会社代表者が請負契約書等が見当たらないとしてこれを提示しない場合には、滞納会社代表者に第三債務者に対して請負契約書等の写しの交付を求めるなどの方法で確認させて、本件債

権1及び2に譲渡禁止特約が付されているか否かを容易に確認することができ、これをすべきであったといえることができる。したがって、このような注意義務を尽くさずに本件債権1及び2を譲り受けた被告には、本件債権1及び2に譲渡禁止特約が付されていることを知らなかったとしても、それについては重大な過失があるといわざるを得ない。」と判示している。また、債権譲渡禁止の特約が付されていたことについて信用保証協会等の重大な過失を認めた例として津地裁平20.3.11(訟務月報55巻4号1917頁)を参照(「常に債権譲渡禁止特約が付される状況にあるとまで認められず、したがって、本件債権が建築請負契約に基づく売掛債権であることをもって、債権譲渡禁止特約のあることが公知の事実であるということとはできない。」としつつ、「基本契約を徴求して債権譲渡禁止特約の有無を確認することを断念し、漫然と甲(債権譲渡した法人の代表者のこと(筆者注。))の言のみで債権譲渡禁止特約が存在しないものと信じたというものであり、これは、Yら(債権譲渡を受けたと主張する者のこと(筆者注。))がいずれも、資金の貸付及び貸付に伴う担保設定並びに信用調査等を日常業務として行う者であることからすると、悪意と同視し得るほどの重大な過失といえることができる。」と判示している。)

⁽⁴⁰⁾ 東京地裁平10.5.6(金融法務事情1544号77頁)。「A(「テレビ番組制作会社」のこと(筆者注。))との間で債権譲渡予約契約を締結する場合及び右契約に基づき本件債権について債権譲渡の実行行為を行う場合、Aの担当者が右債権譲渡予約契約の対象となる債権についての契約書が存在しないと説明したかどうかにかかわらず、その債権の中に譲渡禁止特約の付されたものが入っていないかどうかを慎重に検討することは、当然の課題となるはずである。その場合、被告(「銀行」のこと(筆者注。))は(中略)高い信用調査能力を有しているものであり、また、本件債権の第三債務者に対して融資の実行をしていたのであり、しかも、(中略)テレビ局がテレビ番組製作会社にテレビ番組の製作を発注する場合には、書面により契約書を取り交わしているのが通例であり、その契約書には、ほとんどの場合、債権譲渡等を禁止する旨の特約が記載されているというのであるから、被告には、右債権譲渡の対象

となった債権について譲渡禁止特約が付されているのが通例であることは、調査をしようとする意欲があれば、容易に知りえたはずである。そうすると、Aの担当者が債権譲渡予約契約の対象債権について契約書がないと説明したかどうかにかかわらず、被告には、本件債権について譲渡禁止特約が付されていたことを知らなかったことにつき重大な過失があったものというべきである。」と判示している。

- (41) 大阪高裁平 16.2.6 (金融法務事情 1711号 35頁)。「一般に、銀行は、独占的に銀行取引を業とする組織体として、銀行取引とりわけ融資及び担保に関し、実務上及び法律上の高度な専門的知識・経験並びにこれらの点に関する高い調査能力を有していると解される。本件において、控訴人(「銀行」のこと(筆者注。))は、破産会社に対し八億円という高額の融資を行ったものであり、破産会社の甲商事に対する売掛債権がその唯一の担保であったのであるから、銀行である控訴人としては、上記売掛債権の譲渡を受けるに際し、上記のとおり高度な実務上及び法律上の専門的知識・経験並びに高い調査能力を駆使し、控訴人が上記売掛債権を担保として確実に確保し得るよう万全の措置をとるべきである。そして、本件においては、控訴人が上記融資の担保とした破産会社の甲商事に対する売掛債権には本件譲渡禁止特約が付されていたところ、控訴人は、結果的に、同特約の存在を看過したまま本件債権譲渡を受けたものである。譲渡の対象とされた債権に譲渡禁止特約が付されている場合、譲受人が悪意又は重大な過失がある場合にはその譲渡の効力が生じないことは民法上も判例上(最高裁昭和四八年七月一九日第一小法廷判決・民集二七卷七号八二三頁参照)も自明のことであり、銀行である控訴人が担保として債権譲渡を受けるに際し当然注意しなければならない基本的事項である。また、特例法所定の債権譲渡登記は、法人がする債権譲渡の対抗要件に関し民法の特例を定めたものにすぎず、譲渡禁止特約がある場合の債権譲渡の効力について特則を定めたものではないことも、同法の趣旨、法文に照らし明らかであって、債権譲渡登記の方法により債権譲渡を受ける場合でも、銀行である控訴人としては当然認識、理解しておくべきことである。」「結局、本件において、控訴人は、銀行としての高度な専門的知識経

験及び調査能力に照らして要求される最低限度の注意を払い、譲渡禁止特約の有無という債権譲渡担保を行う際の基本的かつ初歩的な事項について正しく理解をすれば、これを確認調査することが容易であるのに、上記事項について正しい理解を欠いたため、必要な確認調査を怠り、本件債権譲渡を受けたものである。したがって、控訴人は、本件債権譲渡の際、譲渡禁止特約の存在を知らなかったことについて、悪意と同視し得る重大な過失があるものというべきである。」と判示している。なお、本件は最高裁に上告されたが、上告棄却・不受理の決定がなされている(最判平 16.6.24 (金融法務事情 1723号 41頁。))。

- (42) 東京地裁平 13.3.13 (金融法務事情 1626号 142頁)。「訴外Aの同Bに対する売掛金債権は譲渡禁止特約が付いていることは当事者間に争いが無い。証拠(略)によれば、本件各契約時ないしその後の債権譲渡通知時まで、訴外Aの代表者甲ほかの者が原告らの担当者に訴外Bへの売掛金債権につき基本契約に基づく譲渡禁止特約がなされていることを告げた経緯は窺われず、原告らが訴外Bに右特約の存在につき悪意であったものとは認められない。また、前記認定事実及び証拠(略)によると、訴外Cが手形不渡りを出し、原告らが売掛代金債権を早急に保全する必要がある状況下で、原告らは本件契約(1)及び本件契約(2)の対象として合意する債権につき、問題のある債権かどうかという形で訴外Cに確認しており、相手先のBに確認を取らなかったことが重過失であるとまではいえない。それゆえ、右特約の存在は、原告らが訴外Aから譲り受けた訴外Bへの本件債権の取得にとって障害とはならない。」と判示している。
- (43) 長野地裁松本支部平 18.1.19 (訟務月報 52巻 8号 2675頁)。「継続的かつ大手運送業者の締結する運送契約においては、債権譲渡禁止特約が定められる場合が一般的であり、運送契約に利害関係を有する者には周知されたものと認められ、また、金融業者は、日常業務において手形貸付を行う際には、リスク管理を念頭に手形貸付金の回収のため債務者の経営状況を調査するだけではなく、債権回収の一手段として債権の譲渡を受ける場合には、当該債権の内容や特約の有無についても十分調査することは金融業者としては当然であり、これは事業規模の大小により異なるもの

ではなく、むしろ零細な金融業者ほど回収が困難な債務者を対象とすることから十分な調査が求められるものと認められる。そうすると、原告（「金融業を目的とする株式会社」のこと（筆者注。）、A（運送代金債権を有する者のこと（筆者注。）とB（債務者のこと（筆者注。）との運送業務委託契約において債権譲渡禁止特約の存在を知っていたか、仮に知らなかったとすれば、それは重大な過失により知らなかったものといえる。」と判示している。なお本件は控訴されたが棄却されている（東京高裁平 18.7.20（未掲載））。

(44) 東京高裁平 8.11.27（金融・商事判例 1045 号 13 頁）。「右認定事実によれば、控訴人（「貸金業者」のこと（筆者注。）は、本件保証金返還請求権につき、譲渡禁止特約が付されていたことを知っていたか、そうでないとしても、賃貸借契約書の写しを読めば、その記載から本件保証金返還請求権に譲渡禁止特約が存在することを容易に認識できたものであるから、右特約の存在を知らないことにつき重大な過失があったというべきである。仮に、控訴人が原審相被告Aから賃貸借契約書の写しを渡されていなかったとしても、近時の貸室の賃貸借契約においては、保証金返還請求権につき譲渡禁止の特約がなされるのが通常であり、控訴人の供述によれば、控訴人も同様の認識を有していたこと、また、控訴人はこれまでに賃貸借契約の保証金を担保にして融資をしたことが何回かあり、その中には譲渡禁止の特約が付されていたものもあったことが認められるところ、右の控訴人の認識、経験及び賃貸借契約における保証金預託の性質に鑑みると、控訴人は、本件保証金返還請求権に譲渡禁止特約が存在することを容易に推測できたものというべきであるから、原審相被告Aから賃貸借契約書を入手するか、Bに問合せるなどして、譲渡禁止特約の有無について確認すべき義務があり、これを怠ったことに重大な過失があったものというべきである。」と判示している。

(45) 例えば東京高裁平 16.10.19（金融法務事情 1754 号 75 頁）は、譲受人が金融業者であることのほか、譲受人のホームページに譲渡禁止特約に係る取扱いや論文が掲載されていること、新聞の解説記事に一般的な取扱いが掲載されていること、工事請負契約のひな型が業界団体のホームペ

ージに掲載されていることなどを総合勘案して譲渡禁止特約の存在を知らなかったことについて重過失があると認定している（「控訴人（譲受人のこと（筆者注。）は、金銭の貸付業務、商業手形の割引業務、立替払及び債務の保証業務、ファクタリング及び各種債権の売買業務等を目的とする会社であり、早くから売掛債権担保融資制度を提唱してこれを実践し、売掛債権担保融資システムのビジネスモデルについて特許を取得していること、控訴人はホームページ（《証拠略》）を開設して公開しているが、そこには売掛債権担保融資について「歴史的考察と提言」と題する部分があり、その中で、我が国の売掛債権担保融資の阻害要因の一つとして、我が国の民法が債権譲渡禁止特約について規定していることを挙げていること、また、同ホームページ中には、控訴人の取締役である富樫雄一の「譲渡禁止特約のある売掛債権について」と題する論文が掲げられ、そこには、債権譲渡禁止特約は、その特約の存在を知り、又は重大な過失により特約の存在を知らないで譲り受けた者には対抗することができることを示した上で、善意、悪意の検証を行い、「実務的には税金等差押えのない債権を選別すること」、「万が一の場合に備えて第三債務者から譲渡承諾書を差押え前に取得することが肝要である」と指摘していること、売掛債権担保融資を行う営業担当者向けの単行本である「債権譲渡特例法の実務」（《証拠略》）は、債権譲渡特例法の疑問に答えるとして、譲渡人との交渉窓口となる営業担当者は、「譲渡債権について「譲渡禁止の特約」があるかどうかを譲渡人に確認することが必要です。」と記載されていること、経済産業省は、売掛債権担保融資保証制度の仕組みを解説（《証拠略》）するに当たって、売掛債権担保融資保証制度を利用するためには、取引契約書に債権譲渡禁止特約がある場合、売掛債権の譲渡について売掛先の事前の承諾が必要であると指摘していること、平成一六年二月一日の日本経済新聞（《証拠略》）は、小口債券の証券化を促進するため、経済産業省が民間の企業と締結する契約書から債権譲渡禁止特約を撤廃する方針であることを報じた記事の中で、これまで「官公庁や民間企業は、債権が暴力団関係者の手に渡ったり二重に譲渡されるのを防ぐため、売掛債権やリース債権、請負債権など金銭債権の譲渡を禁じる「債権譲渡

禁止特約」を設けるのが一般的」と記載していること、工事請負契約を締結する際のひな型として一般的に利用されている、社団法人日本建築学会、同日本建築士会連合会等で構成する民間（旧四会）連合作成の工事請負契約約款（《証拠略》）には、請負代金について譲渡禁止特約が規定されていること、控訴人の社員は、控訴人のホームページの内容を見ており、債権譲渡禁止特約についての問題意識を有しているし、控訴人が債権譲渡を受けた工事請負代金債権には債権譲渡禁止特約が付いていた事例も経験していること、控訴人は、破産会社から本件債権譲渡を受けた際に、譲り受けた債権に譲渡禁止特約が付されている場合に備えて、供託金還付請求承諾書を徴収していること、以上の事実が認められる。」とした上で、「控訴人は、売掛債権担保融資を業として行っている会社であり、破産会社から譲渡を受けた本件譲渡債権が、いずれも請負代金債権であり、上記工事請負契約約款に慣らって譲渡禁止特約が付しているのが常態であることを認識していたと推認されるし、仮に控訴人が本件譲渡禁止特約の存在を知らなかったとしても、これを知らなかったことについて重過失があるといわなければならない。」と判示している。)

(46) 例えば大分地裁平 16.3.26（訟務月報 51 巻 5 号 1315 頁）。本判決では、「現在まで、弁護士職にあり、高度な法律的専門知識及び豊富な業務経験を有する者」は、「債権の譲渡人である滞納会社代表者が請負契約書等が見当たらないとしてこれを提示しない場合には、滞納会社代表者に第三債務者に対して請負契約書等の写しの交付を求めるなどの方法で確認させて、本件債権（中略）に譲渡禁止特約が付されているか否かを容易に確認することができ、これをすべきであったといえることができる」とし、「このような注意義務を尽くさずに本件債権（中略）を譲り受けた被告（譲受人である弁護士のこと（筆者注。）」には、本件債権（中略）に譲渡禁止特約が付されていることを知らなかったとしても、それについては重大な過失があるといわざるを得ない。」と判示している。また、東京地裁平 15.12.1 は貸金業を営む法人が公共工事の請負代金であることを知りながら契約書の確認、発注者への確認を怠ったことにつき重過失があったとし債権譲渡を無効としている（金融法務事情 1701 号 6 頁）。

(47) ソフトウェア開発委託に債権譲渡禁止特約が付されているケースで、当該モデル契約が業界団体によりインターネット上に公開しているとしても、それを知らなかったことに重大な過失は認められないとの判例もある（東京地裁平 20.3.7 未掲載）。モデル契約が公開されているとしても、ソフト開発契約のような契約は工事請負などと異なり歴史の浅いものであり、公知性が弱いと判断されたとも考えられる。公知性の判断にあたってはモデル契約書の存在のほか、当該モデル契約書が広く関係者に周知され普及しているか、業界団体や所管官庁が当該モデルを推奨し普及しようとしているかといった事実を踏まえた判断を行う必要がある。

(48) 最判昭 52.3.17（民集 31 巻 2 号 308 頁）。「譲渡禁止の特約のある指名債権をその譲受人が右特約の存在を知って譲り受けた場合でも、その後、債務者が右債権の譲渡について承諾を与えたときは、右債権譲渡は譲渡の時にさかのぼって有効となり、譲渡に際し債権者から債務者に対して確定日付のある譲渡通知がされている限り、債務者は、右承諾以後において債権を差し押え転付命令を受けた第三者に対しても、右債権譲渡が有効であることをもって対抗することができるものと解するのが相当であり、右承諾に際し改めて確定日付のある証書をもつてする債権者からの譲渡通知又は債務者の承諾を要しないというべきである。」と判示している。

(49) 内田・前掲注(6)214 頁。

(50) 前掲注(33)・東京高裁平 15.2.26（訟務月報 51 巻 1 号 181 頁）。「請負代金債権について譲渡禁止の特約が付されるのは、一般に、元請業者の下請業者に対する相殺権（下請業者が支払うべき賃金の立替払をした場合の立替払金債権と請負代金債務との相殺など）の確保、請負代金債権の譲渡範囲の不分明を含む債権者不確知による二重払の危険等の回避、債権譲渡による信用の喪失を契機とする請負人の倒産防止などのために行われているものであり、本件各債権についても同様の理由から譲渡禁止の特約が付されているものと認められるところ、このような譲渡禁止の特約を解除するものとしての債権譲渡の承諾は、これにより上記のような債権譲渡に伴う危険の回避という利益を放棄することになることから、債権譲渡の対抗要件としての承諾が単に債権が譲

渡された事実についての認識の表明（観念の表示）で足りるのとは異なり、より積極的な債権譲渡を承認する旨の意思表示でなければならないというべきである。」と判示している。

⁶¹⁾ 最判平 9.6.5（訟務月報 44 巻 6 号 992 頁）。

「譲渡禁止の特約のある指名債権について、譲受人が右特約の存在を知り、又は重大な過失により右特約の存在を知らずにこれを譲り受けた場合でも、その後、債務者が右債権の譲渡について承諾を与えたときは、右債権譲渡は譲渡の時にさかのぼって有効となるが、民法一一六条の法意に照らし、第三者の権利を害することはできないと解するのが相当である。」と判示している。

⁶²⁾ 内田・前掲注(6)214 頁。

⁶³⁾ 最判平 21.3.27(判例タイムズ 1295 号 172 頁)。

「民法は、原則として債権の譲渡性を認め（四六六条一項）、当事者が反対の意思を表示した場合にはこれを認めない旨定めている（同条二項本文）ところ、債権の譲渡性を否定する意思表示した譲渡禁止の特約は、債務者の利益を保護するために付されるものと解される。そうすると、譲渡禁止の特約に反して債権を譲渡した債権者は、同特約の存在を理由に譲渡の無効を主張する独自の利益を有しないのであって、債務者に譲渡の無効を主張する意思があることが明らかであるなどの特段の事情がない限り、その無効を主張することは許されないと解するのが相当である。」と判示している。本判決については、池田真朗「債権譲渡禁止特約と譲渡人からの援用の否定—最二小判平 21.3.17 をめぐって—」（金融法務事情 1873 号 6 頁）、関武志「譲渡禁止特約に反して債権を譲渡した債権者が譲渡の無効を主張することの可否」（判例時報 2063 号（平 22.3.1）164 頁）参照。

⁶⁴⁾ 島原簡裁平 19.1.31（判例タイムズ 1242 号 219 頁）。「債権譲渡通知が有効であるというためには、債務者に対する関係では、債務者保護の観点から、債務者が当該債権譲渡通知が真正なものであると信じて弁済を行った場合に同法 478 条による保護を受けられること、換言すれば当該債権譲渡通知が真正なものであると信じたことについて債務者に過失がないと評価される程度の外観を具備していることが必要である。また、第三者との関係では、民法の定める債権譲渡制度は、債権の所在に関する債務者の認識を前提として

いることから、債権譲渡における取引の安全を確保するために債権の所在に対する債務者の正確な認識が必要不可欠であり、これを実現するためには、債権譲渡通知において、譲渡債権の特定の他、債権者本人からの通知であることについて疑義が生じない記載がなされていることが必要である。そして、上記外観の具備を欠く債権譲渡通知については、上記立法趣旨に照らし、当該通知をもって債務者その他の第三者に対抗することができないものと解するのが相当である。」と一般論を示した上で、「本件では、上記前提事実記載のとおり、本件債権譲渡において送付された本件通知において、会社代表者であることの記載はあるものの、代表者印（会社印）ではなく「A」名義の印章が押捺されていたに過ぎず、その記載からは、機関の立場としての押印であると直ちに認められるものではなかったものである。すると、本件通知の記載によったのでは、債権者である会社の機関たる代表者による通知か、機関ではない個人による通知か不明であること、会社代表者が外部に書面をもって意思表示等をする場合の一般的な形式（代表者印（会社印）の押捺）とは明らかに異なること、本件債権には譲渡禁止特約が付されており、契約上、当事者の一方的な通知による債権譲渡は本来予定されていなかったことに加え、債権譲受人が譲渡禁止特約について善意無重過失であるか否かにより債権譲渡の効力が左右される状況であったことを併せて考慮すると、債務者には慎重な対応が求められる状況であり、仮に債権譲渡の事実がないにもかかわらず債務者が本件通知をその記載のみから真正なものと信じ、債権の譲受人を詐称する者に対し弁済を行った場合、債務者に過失がないとの評価はできず、債務者は債権の準占有者に対する弁済としての保護を受けることができないことが明らかであるから、本件通知はこれが真正なものであると信じたことについて債務者に過失がないと評価される程度の外観を具備しているものとはいえない。また、第三者に対する関係では、本件通知の記載によれば債権者本人からの通知であることについて疑義が生じることにより、債権の所在が不明確となり、民法の予定する公示機能を果たすことができないことが明らかである。」と判示している。

(55) 国側原告訴訟提起件数

年 度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
詐害行為	3	9	2	3	2	4	6	2	3	4	8
名義変更	1	-	-	1	1	-	2	1	1	1	1
債権取立	18	14	15	18	23	24	32	32	32	24	25
そ の 他	23	19	21	23	30	39	42	26	33	37	21
非訟事件等	42	30	37	42	105	138	132	125	94	135	131
合 計	87	72	75	87	161	205	214	186	163	201	186

(注) 1. 年度は4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。

2. 第1審、控訴審、上告審を含む。

(出展) 各年度「国税庁統計年報書」(国税庁ホームページ)